

## 浦添市印刷物請負業務の委託契約に係る最低制限価格取扱要領

令和7年12月10日

副市長決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、浦添市総務部契約検査課が実施する印刷物の請負契約に係る競争入札において、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の10第2項(第167条の13の規定により準用する場合を含む。)の規定により最低制限価格を設けるときの取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(対象契約)

第2条 製造の請負により発注する印刷物のうち、予定価格が200万円を超える競争入札から適用する。

(最低制限価格)

第3条 最低制限価格は、予定価格の100分の70以上で定めた割合を乗じて得た額(当金額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。

2 最低制限価格を設定したときは、予定価格調書に当該最低制限価格を併記しなければならない。

(落札者の決定)

第4条 最低制限価格に満たない価格で入札した者については、当該入札者を落札者とし、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(最低制限価格の周知)

第5条 最低制限価格を設定した場合は、競争入札に参加しようとする者に対し、当該契約に関し最低制限価格が設定されていることを周知するものとする。

(最低制限価格制度の対象外)

第6条 最低制限価格を設定することが不適切と認められる場合には、最低制限価格を設定しないことができる。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、最低制限価格の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。